

川崎市多摩区役所職員衛生委員会要綱
(最近改正 5 川多総第 1637 号 令和 6 年 4 月 1 日付け区長専決)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市職員安全衛生管理規則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 27 号)に基づき、川崎市多摩区役所職員の労働衛生に関する事項を調査審議し衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市多摩区役所職員衛生委員会(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係わるものに関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会に委員長を置き、副区長をこれに充てるものとする。

2 委員会は、委員長の指定する産業医、衛生管理者及び別表に定める委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、会務を総理し会議の議長とする。

2 委員長に事故があるときは、川崎市職員労働組合多摩支部長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があるとき、委員長がこれを招集する。

(定足数)

第 7 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務を処理するため、総務課庶務係に事務局を置く。

(書記)

第 10 条 事務局の書記は、総務課庶務係長、庶務係の職員をもって充てる。

(部会)

第 11 条 委員会に専門事項を調査審議するため、部会を設置することができる。

2 部会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和61年11月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年5月29日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年1月12日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

まちづくり推進部	総務課長
	生涯学習支援課長
	生田出張所長
区民サービス部	区民課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	高齢・障害課長
	保護第1課長
	地域ケア推進課長
川崎市職員労働組合	多摩支部（支部長を含み6人）
	民生支部多摩福祉事務所分会（2人）
	教育支部施設部会（1人）